

令和5年第5回農業委員会総会会議録

令和5年第5回船橋市農業委員会総会を令和5年5月10日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

武藤 英夫 齊藤 義夫

議長	それでは、出席人数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第5回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 1番、小川晃委員と、6番、石山幸男委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から7を上程いたします。

議長

豊田審査班長

本件につきまして、豊田審査班長の報告を求めます。

それでは、今月2日、高橋光一委員、武藤英夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

議案第1号の1につきましては、金堀町に在住の譲受人が当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は2名、世帯従事日数は450日、農機具を一式保有しております。

議案書2から3ページ、地図3から4ページをご覧ください。

議案第1号の2から6につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

豊富町に在住の譲受人が隣接する当該農地を贈与により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は3名、世帯従事日数は670日、農機具を一式保有しております。

議案書3ページ、地図5から6ページをご覧ください。

議案第1号の7につきましては、古和釜町に在住の譲受人が当該農地を贈与により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は1名、世帯従事日数は230日、農機具を一式保有しております。

以上、7議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われる。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の8を上程いたします。

議長
藤城審査班長
本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。
それでは、今月2日、織戸孝委員、齊藤義夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書3ページ、地図7から10ページをご覧ください。
議案第1号の8につきましては、夏見に在住の譲受人が、父である譲受人所有の当該農地を取得し、農業経営の継承を図るもので
す。
農業従事者は4名、世帯従事日数は880日、農機具を一式保有しております。
以上、1議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思
われます。

議長
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議長
異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
本件につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。
局長。

局長
農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から5を上程いたします。

議長
藤城審査班長
本件につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。
それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。
議案書4ページ、地図11から13ページをご覧ください。
議案第2号の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、
特定建築条件付売買予定地1棟として転用するものです。
現地は現況畑の田で、隣接地は田、水路及び鉄道用地となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・

雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋ひまわり幼稚園と船橋市立八栄小学校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図14から16ページをご覧ください。

議案第2号の2から5につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第2号の2から5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地23棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、現況宅地及び道路の畑、雑種地、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手續については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、馬込沢駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

以上、5議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

質問がないようでしたら、採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条、許可申請について、議案第2号の6から9を上程いたします。

本議案につきまして、豊田審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図17から19ページをご覧ください。

議案第2号の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により特定建築条件付売買予定地18棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地、宅地、道路及び現況道路の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されて

議長

局長

議長

豊田審査班長

おります。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はありません。

都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資料については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、住宅地や事業用施設、公共・公益的施設が連坦している区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書5ページ、地図20から22ページをご覧ください。

議案第2号の7から9につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第2号の7から9につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地21棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないこ

とを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法台5条許可申請について、議案第2号の10から12を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

藤城審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図23から25ページをご覧ください。

議案第2号の10につきましては、令和5年4月7日付で農地法第3条による賃借権の許可を得て、観光農園を開園する譲受人が当該地を取得し、来客・従業員用の駐車場及び農用器具置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、雑種地及び道路となっており、周囲は単管パイプを施工、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者へは説明済です。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接しているこ

とから、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図26から28ページをご覧ください。

議案第2号の11につきましては、近隣で金属リサイクル処理業を営む譲受人が、利便性の高い当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は現況畑の田で、隣接地は雑種地及び用悪水路となっており、周囲は柵を施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図29から31ページをご覧ください。

議案第2号の12につきましては、近隣で工事業を営む譲受人が、利便性の高い当該地を取得し、車両置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田、宅地及び現況道路の田となっており、周囲は柵渠を施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者へは説明済みです。

資力については、融資証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては許可相当と思われま

す。ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。 齋藤委員
議案第2号の10号ですが、先月4月7日総会にて、譲受人がイチゴハウスを建てるということで許可された案件だと思うのですが、この地図から見ますと、4月7日に許可された場所はどこになりますか。

議長 事務局。
事務局 説明いたします。先月許可を得た土地は、今回申請地の東側の雑種地を挟んだ隣の農地と、南側の駐車場の更に南側の農地になります。

議長 齋藤委員。
齋藤委員 イチゴ観光農園ということで先月許可になって、その時点ではこの駐車場の話が出ていませんでした。観光農園だったら駐車場も必要だと思いますが、農地よりも少し広いように見受けられます。適正な面積について何も制約はないのですか。

議長 事務局。
事務局 今後、更に、観光農園として農地を借りることを交渉中であり、広げていく意向があると、当該法人より説明を受けました。

議長 齋藤委員。
齋藤委員 そうしますと、もっと広げていくことを考えた上で、駐車場と農機具のために広く取っているということなのですね。
事務局 はい。

齋藤委員 分かりました。
議長 齋藤委員からは、制約があるかの有無についての質問でしたよね。制約の有無について答弁して下さい。
事務局。

事務局 制約はございません。申請していただく際の事業計画書において、個別に判断するものです。
議長 制約はないということです。よろしいですか。
齋藤委員 分かりました。
議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

なければ、採決いたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第3号を上程します。

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第3号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いでございます。

議案書は7ページです。

1につきましては、市川市に在住の農業従事者が、生産緑地法第10条の規定による農業に従事することを不可能にさせる故障が生じたことにより、耕作地19筆、計15,437.01平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている旭町1丁目の畑1筆、1,791平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われまます。

2につきましては、藤原2丁目に在住していた農業従事者が、令和4年11月に死亡したことにより、当該土地所有者から、耕作地4筆、計2,370平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている藤原2丁目の畑3筆、計1,370平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われまます。

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

局長
議長
事務局

議長

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長

令和5年度第1次農用地利用集積計画について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号につきましては、令和5年度第1次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は8から9ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、金堀町の田1筆、62平方メートルに使用賃借による権利3年。

2は、馬込町の畑4筆、計7,000平方メートルに賃借権3年。

3は、旭町5丁目の畑2筆、計2,192平方メートルに賃借権3年。

4は、二和西4丁目の畑1筆、952平方メートルに賃借権3年。

5は、二和西4丁目の畑3筆、計4,004平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われまます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、令和5年度第1次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって承認することに決しました。
- 局長。
- 局長 令和4年度最適化活動の点検・評価の実施について、議案第5号を上程いたします。
- 議長 本議案の審議に入る前に、本議案は、各推進委員の活動の評価も含まれていることから、武藤推進委員及び齊藤推進委員の退席を求めます。
- 武藤、齊藤推進委員退室—————
- 議長 本議案につきましては、3月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。
- 農政小委員長 農政小委員長の報告を求めます。
- 農政小委員長 本件につきまして、3月総会において農政小委員会に付託された議案となり、3月の農政小委員会、4月の推進委員連絡協議会、4月の推進委員と農政小委員との合同会議、そして、5月の推進委員協議会で検討を行い、本日開催した農政小委員会で最終案を決定いたしました。
- 事務局 それでは、内容を事務局から説明をお願いします。
- 事務局 令和4年度最適化活動の点検・評価の実施についてご説明いたします。
- 国からの通知により、年度末の実績を踏まえた農業委員会活動全体の点検・評価を実施・公表しなければならず、また、推進委員においては、自身の活動の実施状況及び目標の達成状況について、自ら点検・評価を行い、農業委員会総会にて承認を受ける必要があります。
- 先ほど、農政小委員長よりご説明いただきましたとおり、農業委員会活動及び各推進委員の活動の点検・評価につきましては、農政小委員会においてご審議のうえ、最終案を決定していただきました。

なお、事務局の説明は、推進委員の活動の点検・評価である別紙様式3と農業委員会活動全体の点検・評価である別紙様式4から6を一括して行います。

ご質問等は最後にまとめてお伺いいたしますので、ご了承ください。

また、農政小委員の皆様におかれましては、説明が農政小委員会と重複いたしますが、ご容赦ください。

それでは、まず推進委員の活動の点検・評価を行います。

初めに、配付資料、別表、目標の達成状況の評語の適用方法をご準備ください。

こちらが国から示された採点表であり、各推進委員の活動の点検・評価及び農業委員会活動全体の点検・評価において使用いたします。

事務局の説明と併せてご確認ください。

それでは、配付資料、別紙様式3、推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価をご説明いたします。

こちらは推進委員ごとに作成しておりますので、全12名分をお配りしております。

まず、一番上の〇〇推進委員の別紙様式3をご覧ください。

(1) 最適化活動の実施状況には、推進委員の皆様から毎月ご提出いただいている活動記録を事務局にて集計し、活動日数等を記載しております。〇〇推進委員には年間で134日、最適化活動を行っていただいたこととなります。

続きまして、(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果についてご説明いたします。

①成果目標の達成状況をご覧ください。

目標については、船橋市農業委員会全体の最適化活動の目標を担当区域ごとに割り振ったものです。実績については、事務局にて農地台帳等から集計したものととなります。達成状況につきましては、それぞれの実績を目標で割ったものととなります。

続きまして右側、②自己の点検評価についてご説明いたします。

活動の実施状況や成果目標の達成状況を、採点表の裏面、2、推進委員等の評語、表2に基づいて採点した結果を記載しております。例えば、〇〇推進委員の場合、活動実績の①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）は、活動日数

の合計が134日であり、月の活動目標10日の12か月分である年間目標120日を上回っておりますので、表2の「目標を上回った」に該当し、獲得点数は6点となります。

その下、②月当たりの最適化活動の日数（年間平均）は、別紙様式3に記載はございませんが、活動日数合計134日を12か月で割りますと、月平均が11.17日となり、表2の「8日以上～13日未満」に該当しますので、獲得点数は8点となります。

続きまして、右側の成果実績の①農地の集積についてですが、達成状況が81.86パーセントですので、表2の「達成率90パーセント未満」に該当し、獲得点数は1点となります。

②緑区分の遊休農地の解消についてですが、達成状況が176.5パーセントですので、表2の「達成率110パーセント以上」に該当し、獲得点数は4点となります。

③新規参入の促進についてですが、達成状況が267.5パーセントですので、表2の「達成率110パーセント以上」に該当し、獲得点数は4点となります。

最後に、2、農業委員会による点検・評価について説明いたします。採点表を併せてご覧ください。

全体としての評語につきましては、②自己の点検・評価の点数を足上げた結果、合計点が該当する表1の評語を記載しています。

〇〇推進委員の場合、表2の合計が23点となりますので、表1の「20点以上、25点未満」に該当し、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」と記載しております。

その右側の総会で出された意見につきましては、意見があった場合は記載し、意見がない場合は「特記事項なし」と記載することとなっております。

それでは、しばらく時間をお取りしますので、12名分の記載内容をご確認ください。

—————全推進委員分確認—————

よろしいでしょうか。質問は最後に一括してお伺いいたします。

別紙様式3の説明は以上です。

続きまして、農業委員会活動全体の点検・評価を行います。

なお、別紙様式4と別紙様式6についてですが、こちらは次にご説明いたします別紙様式5の内容を転記したものとしますので、説明は省略いたします。

それでは、別紙様式5、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。

なお、先ほどの採点表の表面、I農業委員会の目標の評語を使用しますので、事務局の説明と併せてご確認ください。

1ページ目、I農業委員会の状況（令和4年4月1日現在）についてですが、国の統計など記載のとおりであり、また計画策定時の内容と同じでありますので、説明は省略いたします。

それでは、2ページ目、II最適化活動の実施状況、農業委員会の実績及び点検・評価結果、1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積について説明いたします。

③現状及び課題と②目標についてですが、こちらも記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

③実績についてですが、今年度末の実績にて更新してあります。今年度末の集積面積（累計）(G)は381.1ヘクタールでありましたので、目標に対する達成状況(H)割る(E)は85.91パーセントとなりました。

したがって、その下の農業委員会の点検結果は、採点表の表面、表2の(1)成果目標、①農地の集積に基づき、目標に対する達成状況が85.91パーセントですので、達成率90パーセント未満と記載しております。

引き続き、2ページ目、(2)遊休農地の発生防止・解消について説明いたします。

①現状及び課題と②目標についてですが、こちらも記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

3ページ目、③実績についてですが、今年度末の実績にて更新しています。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)は5.5ヘクタールでありましたので、今年度の目標に対する達成状況(D)割る(C)は105.8パーセントとなりました。

④その他につきましては、令和4年度農地利用状況調査の結果を記載しています。

したがいまして、農業委員会の点検結果は、採点表表面、表2の(1)成果目標、②緑区分の遊休農地の解消に基づき、目標に対する達成状況が105.8パーセントですので、達成率90パーセント以上110パーセント未満と記載しております。

引き続き、3ページ目、(3)新規参入の促進について説明いたします。

①現状及び課題と②目標についてですが、こちらも記載のとおりであり、計画策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

4ページ目、③実績についてですが、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)は、3月中に推進委員の皆様に取り組んでいただいた新規参入の促進意向確認の集計結果を記入し、8.1ヘクタールとなりました。

こちらの数値は、船橋市のホームページに公表しており、URLを記載しております。その他の方法では公表しておりません。

目標に対する達成状況(B)割る(A)は810パーセントになりました。

したがいまして、農業委員会の点検結果は、採点表、表面、表2の(1)成果目標、③新規参入の促進に基づき、目標に対する達成状況が810パーセントですので、達成率110パーセント以上と記載しております。

引き続き、4ページ目、2、最適化活動の活動目標、(1)推進員等が最適化活動を行う日数目標についてですが、記載のとおり、10日と設定し、活動していただきました。

(2)活動強化月間の設定についてですが、①目標は、記載のとおり3回設定し、②実績は、目標のとおり3回実施。

強化月間の結果は記載のとおりです。

5ページ目、(3)新規参入相談会への参加についてですが、記載のとおりであり、説明は省略いたします。

引き続き、5ページ目、目標の達成状況の評語について説明いたします。

採点表の目標の達成状況の評語の適用方法と書かれている表面の表2をご覧ください。表2の各項目の点数を合計し、表1の評語を決定します。

(1)成果目標の①農地の集積は、達成率状況が85.91パーセントですので、達成率90パーセント未満が該当し、獲得点数は1点です。

②緑区分の遊休農地の解消は、達成状況が105.8パーセントですので、達成率90パーセント以上110パーセント未満が該当し、獲得点数は3点です。

③新規参入の促進は、達成状況が810パーセントですので、達成率110パーセント以上が該当し、獲得点数は5点です。

(2) 活動目標の①活動強化月間の実施は、3月以上実施しましたので、獲得点数は1点です。

②新規参入相談会への参加は、推進委員等が1名以上参加しましたので、獲得点数は1点です。

したがって、獲得点数合計は11点となり、表1の10点以上15点未満に該当しますので、評語は、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」と記載しております。

その下の推進委員等の点検・評価結果は、別紙様式3を集計した結果であり、記載のとおりとなります。

それでは、最後に6ページ目、Ⅲ事務の実施状況についてですが、農地法に係る事務の点検につきましては、全て適切に行われております。

年度末の集計により1年間の処理件数等は記載のとおりです。

以上で、別紙様式5の説明を終わります。

事務局からの説明は以上です。

農政小委員長
議長

以上が、農政小委員会で作成した案となります。報告は以上です。

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員

齋藤委員。

すみません。評価を行うに当たって、国から指示が出てきたと思うのですが、活動を評価する意義というのはどのように考えているのでしょうか。

議長

事務局

事務局

まず、こちらに関しましては、齋藤委員おっしゃっていただいたとおり、国の規定により5月末までに各推進委員の皆様へ農業委員会総会で承認を得た結果を通知しなければなりません。

こちらに関しましては、あくまでも、農業委員会、推進委員の方の活動の点検結果であり、ご自身でそれぞれ作成いただいたものになりますので、まずは1年間の最適化活動をご自身で振り返っていただいて、今年度、令和5年度の活動に活かしていただくために、国の指示で作成しております。

確かに、地域事情によりまして、農地集積の数字ですとか、遊休農地、新規参入の同意を得た面積等違いはございますが、ご自身の1年間の活動を振り返ることで、傾向等をつかんだうえで、次年度の活動に活かしていただくためのものとなります。

以上です。

事務局

追加の説明がございます。

議長

はい。事務局。

事務局

この点検評価については、昨年2月に農林水産省の事務局長通知が発せられて、それに基づいてスタートした新しい点検評価の形です。そのときの農林水産省の説明、全国農業会議からの説明を聞きますと、日々推進活動に邁進していらっしゃる委員の皆様の内容がなかなか見えにくく、こういった活動記録をつけることによって、それが一般的にもわかりやすくなり、どのような活動を行っているのかが分かるようになるために、こういった点検・評価の形を取るという説明がありました。

それに基づいて、今年初めて点検・評価を行ったこととなります。

議長

本当に事務局の方は大変かと思います。

自主的に推進委員の方が自分で記入し振り返っていただくということです。あと、国の統計資料として使用されるのかと推測します。

ただ、やはり、指針といいますか、そういう方針を打ち出された以上、事務局としても対応する必要があります。

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

菊池委員

小委員会で質問すればよかったんですけど、この黄色で塗り潰されている部分、どういう意見が期待されているんですか。

事務局

こちらは、県担当者等にも照会したのですが、国も、例えば、個別具体的にこの地区のこの委員の活動について、何かご意見あれば、個別に記載するよという、回答しかございませんで、県の担当者としましても、何も意見が出なければ、特記事項なしと記

載するよとというご助言はありました。

議長

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは採決いたします。

本議案につきまして、原案どおり、令和4年度最適化活動の点検・評価の実施とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、そのように決しました。

武藤推進委員、齊藤推進委員、入室を願います。

—————武藤、齊藤推進委員入室—————

議長

局長。

局長

農地法の一部改正に伴い、船橋市農業委員会事務局規程を改正する必要があることから、同規程の一部改正について、議案第6号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

それでは、船橋市農業委員会事務局規程の一部改正について説明いたします。資料、船橋市農業委員会事務局規程の一部改正についてをご覧ください。

農地法の一部改正が令和4年5月27日に公布され、令和5年4月1日から施行となりました。従前の農地法第4条第1項第3号及び第5条第1項第2号が削除され、号ずれが生じたため、船橋市農業委員会事務局規程第7条第1項第1号における農地法の引用箇所を改正するものです。

改正箇所については、新旧対照表をご覧ください。

同法第4条第1項第8号が、改正後は同法第4条第1項第7号、同法第5条第1項第7号が、改正後は同法第5条第1項第6号になります。これらの条文は、市街化区域における農地転用の届出の箇所になります。号ずれですので、内容等は変更ございません。

施行日は公布の日から施行いたします。

裏面につきましては、これを改正するために告示が必要となりますので、その案となっております。

説明は以上となります。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、事務局説明のとおり、船橋市農業委員会事務局規程を改正することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、改正することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局

事務局でございます。報告事項（１）から（９）まで、一括してご報告をさせていただきます。

まず、報告事項（１）です。農地法第３条の３の届出に係る受理通知書の交付について、議案書１１ページから１３ページに記載のとおり、３件の届出を受理いたしました。

なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）農地法第４条の届出に係る受理通知書の交付について、議案書１４ページから１７ページに記載のあるとおり、３月中に１９件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１８ページから２４ページに記載のとおり、３月中に３４件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）になります。農地法第１８条第６項の規定による通知について、議案書２５ページに記載のとおり、５件の合意解約がありました。

報告事項（５）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２６ページから２７ページに記載のとおり、９件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（６）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書２８ページから２９ページに記載のとおり、４件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（７）農地の転用事実に関する照会について、議案書３０ページに記載のとおり、１件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（８）軽微な農地改良の届出書の受理について、議案書３１ページに記載のとおり、１件の届出を受理いたしました。

最後に、報告事項（９）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書３２ページに記載のとおり、３件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありますので報告いたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後４時３０分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農業委員だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員

_____ 連絡事項 _____

長

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時３９分第５回農業委員会総会の閉会を宣言した。